第１章　認定ＮＰＯ法人制度について

１　認定ＮＰＯ法人制度の概要

認定ＮＰＯ法人制度は、ＮＰＯ法人への寄附を促すことにより、ＮＰＯ法人の活動を支援するために税制上設けられた措置として、ＮＰＯ法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行うものです。

⑴　認定ＮＰＯ法人とは

認定ＮＰＯ法人とは、ＮＰＯ法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含む。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたＮＰＯ法人をいいます（法２③、44①）。

⑵　仮認定ＮＰＯ法人とは

仮認定ＮＰＯ法人とは、ＮＰＯ法人であって新たに設立されたもの（設立後５年以内のものをいいます。ただし、平成２７年３月３１日までは、設立後５年を超えたＮＰＯ法人も申請をすることができます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まれません。）に適合したものとして、所轄庁の仮認定を受けたＮＰＯ法人をいいます（法２④、58①）。

⑶　認定ＮＰＯ法人等になることによるメリット

①　寄附者に対する税制上の措置

イ　個人が寄附した場合

個人が認定（仮認定）ＮＰＯ法人に対し、その認定（仮認定）ＮＰＯ法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、所得税の計算において、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法41の18の２①②）。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定（仮認定）ＮＰＯ法人に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法37の２①三・四、314の７①三）。

ロ　法人が寄附した場合

法人が認定（仮認定）ＮＰＯ法人に対し、その認定（仮認定）ＮＰＯ法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法66の11の２②）。

ハ　相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定ＮＰＯ法人（仮認定ＮＰＯ法人は適用されません。）に対し、その認定ＮＰＯ法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法70⑩）。

②　認定ＮＰＯ法人のみなし寄附金制度

認定ＮＰＯ法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活

動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（仮認定ＮＰＯ法人には適用されません。措法66の11の２①）。

⑷ 認定の基準

認定（仮認定）ＮＰＯ法人になるためには、次の基準に適合する必要があります。（法45、59）

① パブリック・サポート・テスト（ＰＳＴ）に適合すること（仮認定ＮＰＯ法人は除きます。）。

② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、５０％未満であること。

③ 運営組織及び経理が適切であること。

④ 事業活動の内容が適正であること。

⑤ 情報公開を適切に行っていること。

⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること

⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。

⑧ 設立の日から１年を超える期間が経過していること。

（注） 上記①～⑧の基準を満たしていても（仮認定ＮＰＯ法人は①を除きます。）、欠格事由（法47）に該当するＮＰＯ法人は、認定（仮認定）を受けることはできません。

⑸ 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当するＮＰＯ法人は認定（仮認定）を受けることができません(法47)。

① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 認定又は仮認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ ＮＰＯ法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反したことにより、若しくは刑法２０４条等若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ニ 暴力団又はその構成員等

② 認定又は仮認定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない法人

③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

④ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている又は滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人

⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から３年を経過しない法人

⑥ 暴力団、暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

⑹ 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して５年となります（法51①）。

仮認定の有効期間は、所轄庁による仮認定の日から起算して３年となります（法60）。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定ＮＰＯ法人として特定非営利活動を行おうとする認定ＮＰＯ法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（仮認定の有効期間の更新はありません。）（法51②）。

認定NPO法人等になるまでの流れ

申請者

① 設立認証申請

任意団体からNPO法人へ

（申請に必要な書類）《法10①》
1　設立認証申請書
2　定款
3　役員に係る次に掲げる書類
　イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
　ロ 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
　ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの
4　社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
5　法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
6　設立趣旨書
7　設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
8　設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
9　設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

所轄庁（都道府県又は指定都市）

② 設立認証

NPO法人

③ 事業報告書等の提出《法29》

NPO法人から認定NPO法人等へ

④ 事前相談
○ 事前の自己チェック（P5～18）

⑤ 認定（仮認定）申請
○ 申請書及び添付書類（P19）

⑥ 実態確認等
○ 確認させていただく資料（例）（P20）

⑦ 認定（仮認定）

認定NPO法人等

事前チェックシート

○　認定又は仮認定を受けるためには、法令に定められた次に掲げる基準等（仮認定を受ける場合は①を除く）に適合する必要があります。

（注）　仮認定は、設立の日から5年を経過した法人及び過去に認定又は仮認定を受けたことがある法人は受けることができません。なお、改正NPO法施行日（平成24年4月1日）から起算して3年を経過する日までの間に仮認定の申請を行おうとするNPO法人については、法人設立の日から5年を経過した法人であっても、仮認定の申請を行うことができます。

○　申請書の提出を検討されている方は、まず、以下の9項目（仮認定を受ける場合は①を除く）のチェックポイントを確認してください。

○　項目①イ・ロ、②、④D・Eは実績判定期間において、項目①ハは申請日の前日において、項目③、④A・B・C、⑤、⑥、⑦は、認定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。

○　実績判定期間とは、認定基準等の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分（初めて認定又は仮認定を受けようとする法人は2事業年度分）の各科目の合計金額を使用します。詳しくは次のページでご確認ください。

《チェックポイント》

①（仮認定除く） **イ　［相対値基準］収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である（P7）** **又は** **ロ　［絶対値基準］年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である（P8）** **又は** **ハ　［条例個別指定］都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けている（P9）**	**適　・　否**
②　事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である（P10）	**適　・　否**
③　運営組織及び経理が適切である（P12）	**適　・　否**
④　事業活動の内容が適正である（P13）	**適　・　否**
⑤　情報公開を適切に行っている（P14）	**適　・　否**
⑥　所轄庁に対して事業報告書などを提出している（P15）	**適　・　否**
⑦　法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない（P16）	**適　・　否**
⑧　設立の日から1年を超える期間が経過している（P17）	**適　・　否**
⑨　欠格事由のいずれにも該当しない（P18）	**適　・　否**

ご注意ください！

○　このチェックシートは、認定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず認定又は仮認定を受けることができるとは限りません。

― 実 績 判 定 期 間 に つ い て ―

○　実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は仮認定を受ける法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申請（予定）年月日	B. 直前終了事業年度
（　　年　　月　　日）	（①　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日）

Bの1年前事業年度	②	（　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日）
Bの2年前事業年度	③	（　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日）
Bの3年前事業年度	④	（　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日）
Bの4年前事業年度	⑤	（　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日）

申請区分		
	□ 認定を受けたことのない法人 又は 仮認定を受ける法人	□ 過去に認定を受けたことのある法人
実績判定期間	□ 2事業年度　（①～②決算期）	□ 5事業年度　（①～⑤決算期）

実績判定期間　（　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日）

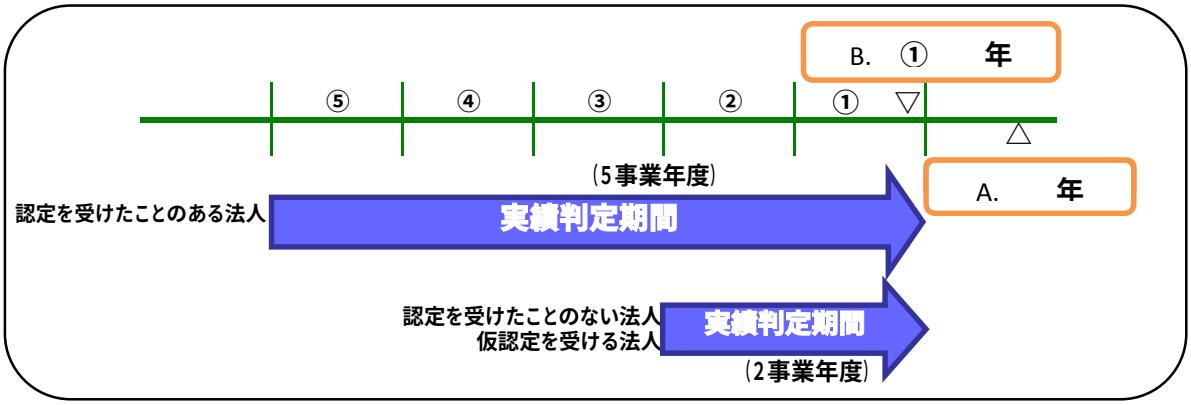

☆ 基準①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
☆ 仮認定NPO法人としての仮認定を受けようとするNPO法人は、認定基準①の確認は必要ありません。

認定基準等①-イ　―パブリックサポートテスト（ＰＳＴ）について―
【相対値基準】

実績判定期間における

A．活動計算書の「総収入金額(注)」	（	円 ）
B．国・地方公共団体からの補助金等	（	円 ）
C．資産売却による臨時収入	（	円 ）
D．1,000円未満の寄附金（同一者からの合計額）	（	円 ）
E．氏名又は名称が明らかでない寄附金	（	円 ）
F．差引金額（A－B－C－D－E）	（	円 ）

（注）「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額）を記載します。

実績判定期間における

G．受け入れた「寄附金総額(注)」	（	円 ）
H．同一者からの寄附金のうち、Gの10％を超える額の合計	（	円 ）
I．1,000円未満の寄附金（同一者からの合計額）	（	円 ）
J．氏名又は名称が明らかでない寄附金	（	円 ）
K．差引金額（G－H－I－J）	（	円 ）

（注）対価性のない助成金等を含みます。

$$\frac{\text{Kの金額（　　）}}{\text{Fの金額（　　）}} \geqq 20\%\text{である}$$

はい → （適）認定基準等①-イに適合すると思われます

いいえ → （否）認定基準等に適合しません

※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

☆ 基準①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
☆ 仮認定NPO法人としての仮認定を受けようとするNPO法人は、認定基準①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ロ　―パブリックサポートテスト（ＰＳＴ）について―
【絶対値基準】

実績判定期間において、年間3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上である。

はい → （適）認定基準等①-ロに適合すると思われます

いいえ → （否）認定基準等に適合しません

（注意事項）

○ 寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。

○ 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

○ 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

★ 実績判定期間中に、年3,000円以上の寄附者が100人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均100人となるかどうか判定してください。

★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます

	実績判定期間月数（A）		年3,000円以上の寄附者数（B）	
①	自　年　月　日 至　年　月　日	月		人
②	自　年　月　日 至　年　月　日	月		人
③	自　年　月　日 至　年　月　日	月		人
④	自　年　月　日 至　年　月　日	月		人
⑤	自　年　月　日 至　年　月　日	月		人
	合　計	月		人

$$\frac{\text{Bの合計（　　）} \times 12}{\text{Aの合計（　　）}} = \boxed{\text{年平均　　人}} \geqq 100$$

※初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

☆ 基準①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
☆ 仮認定NPO法人としての仮認定を受けようとするNPO法人は、認定基準①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ハ ―パブリックサポートテスト（PST）について―
【条例個別指定法人】

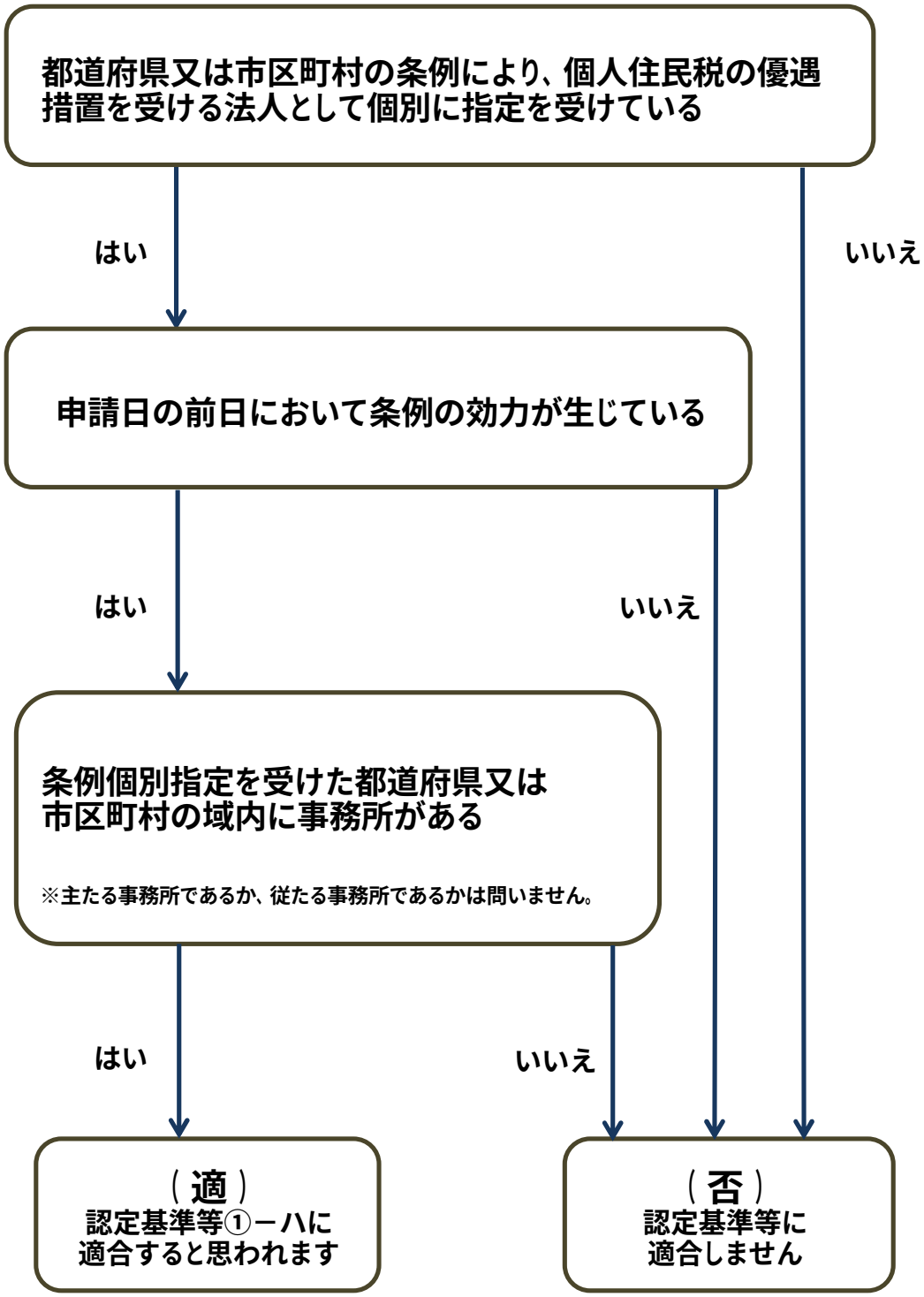

※ 申請書に寄附者名簿の添付は必要ありません。

認定基準等②　―　活動の対象について　―

実績判定期間における 事業活動

A.　会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

B.　会員等のみが参加する会議や会報誌の発行

C.　特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

D.　特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E.　特定の者の意に反した行為を求める活動

F.　特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動

AからF（条例で個別に指定されている法人は、AからE）の事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

はい

（適）
認定基準等②に
適合すると思われます

いいえ

（否）
認定基準等に
適合しません

※　「会員等」の定義については、P11を参照願います。

認定基準等②　　（参　考）「会　員　等」について

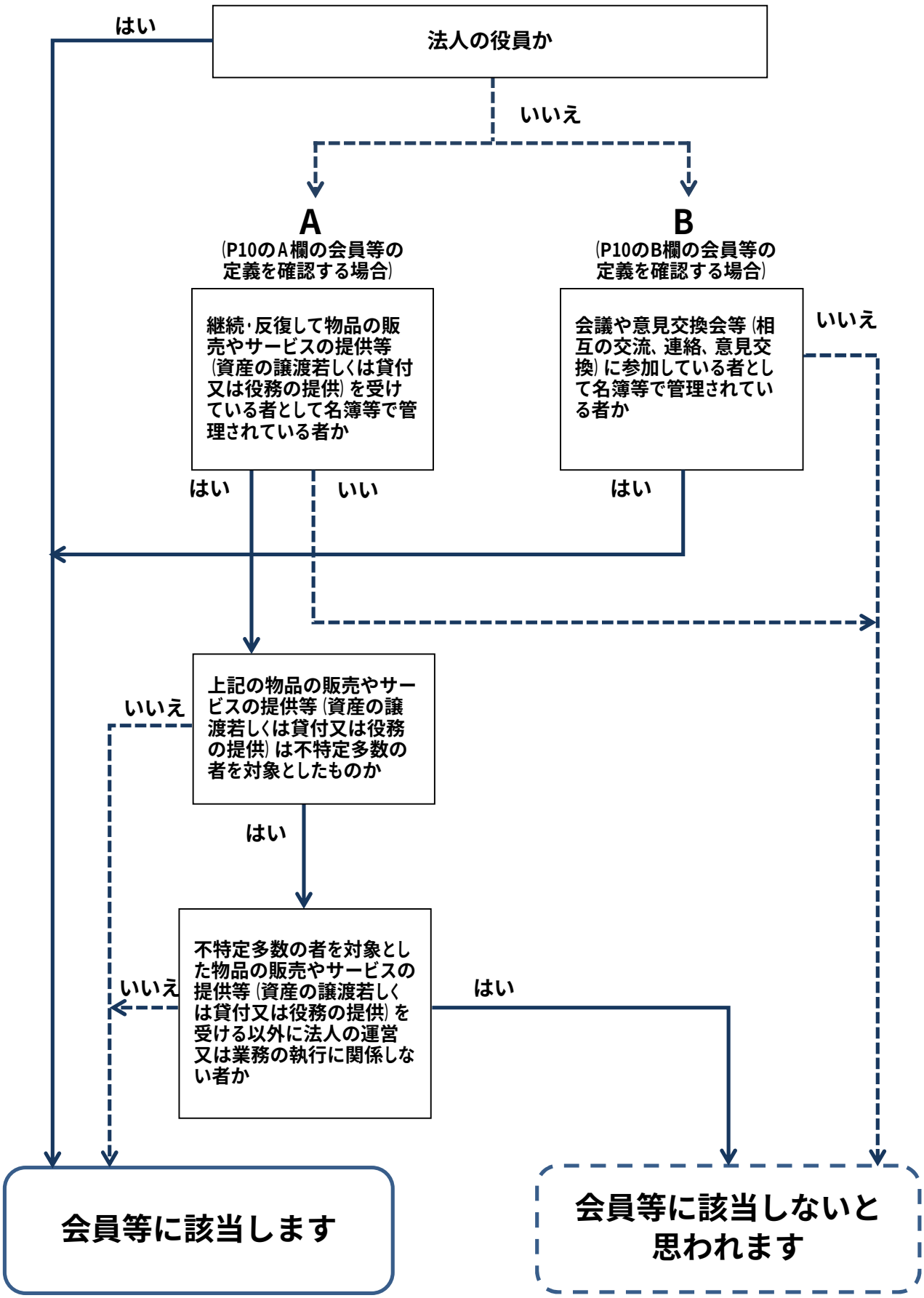

認定基準等③　―　運営組織及び経理について　―

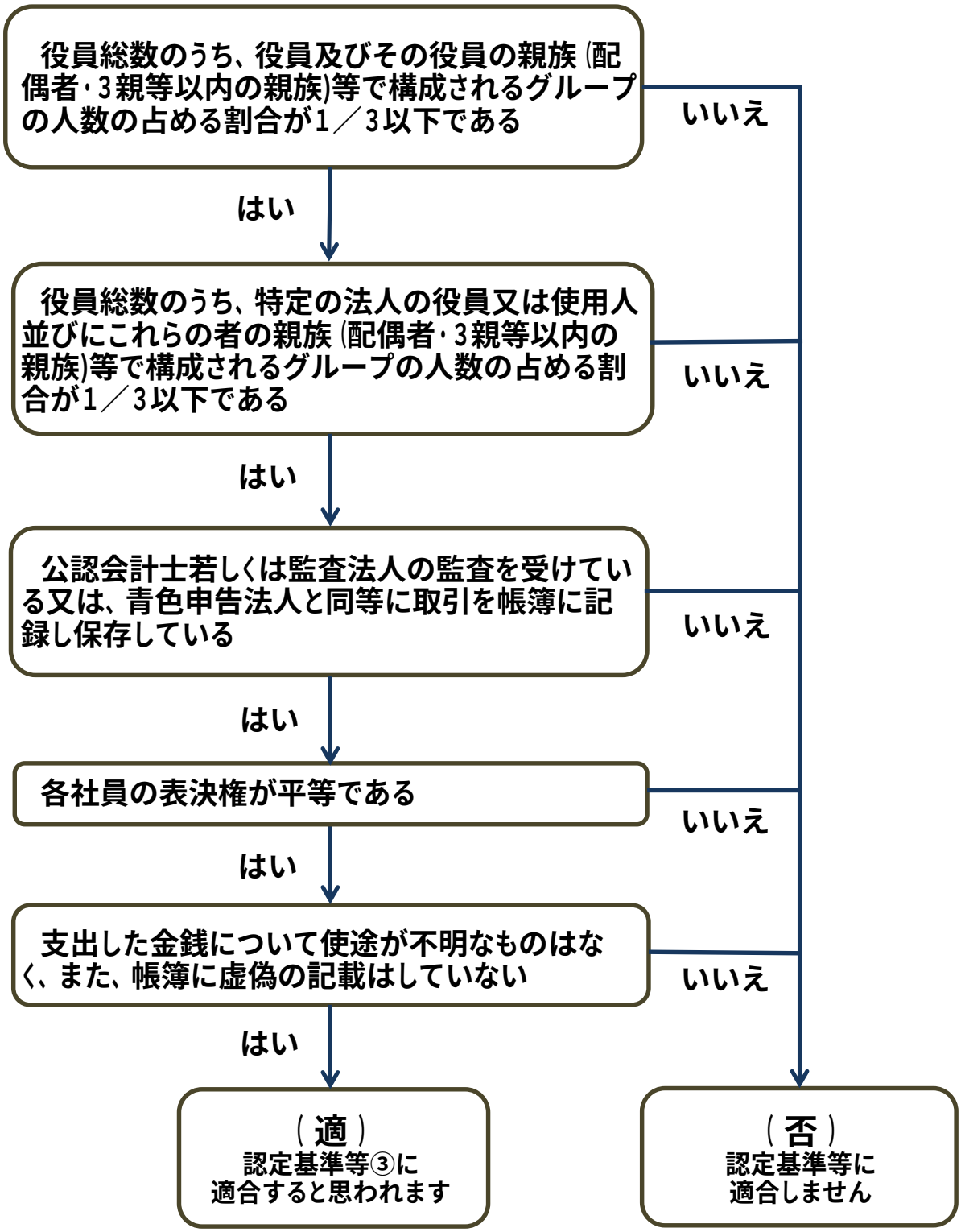

認定基準等④　―　事業活動について　―

A．宗教活動及び政治活動は行っていない

はい ↓

B．役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族（配偶者・3親等以内の親族）等に対して特別の利益を与えていない

はい ↓

C．営利を目的とした事業を行う者や上記Aの活動を行う者又は特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていない

はい ↓

D．<u>*実績判定期間において*</u>次の割合は80％以上である

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費（　　円）}}{\text{総事業費（　　円）}}$$

はい ↓

E．<u>*実績判定期間において*</u>次の割合は70％以上である

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額（　　円）}}{\text{受入寄附金の総額（　　円）}}$$

はい ↓

（適）
認定基準等④に
適合すると思われます

いいえ

（否）
認定基準等に
適合しません

※事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

認定基準等⑤　　―　情 報 公 開 に つ い て　―

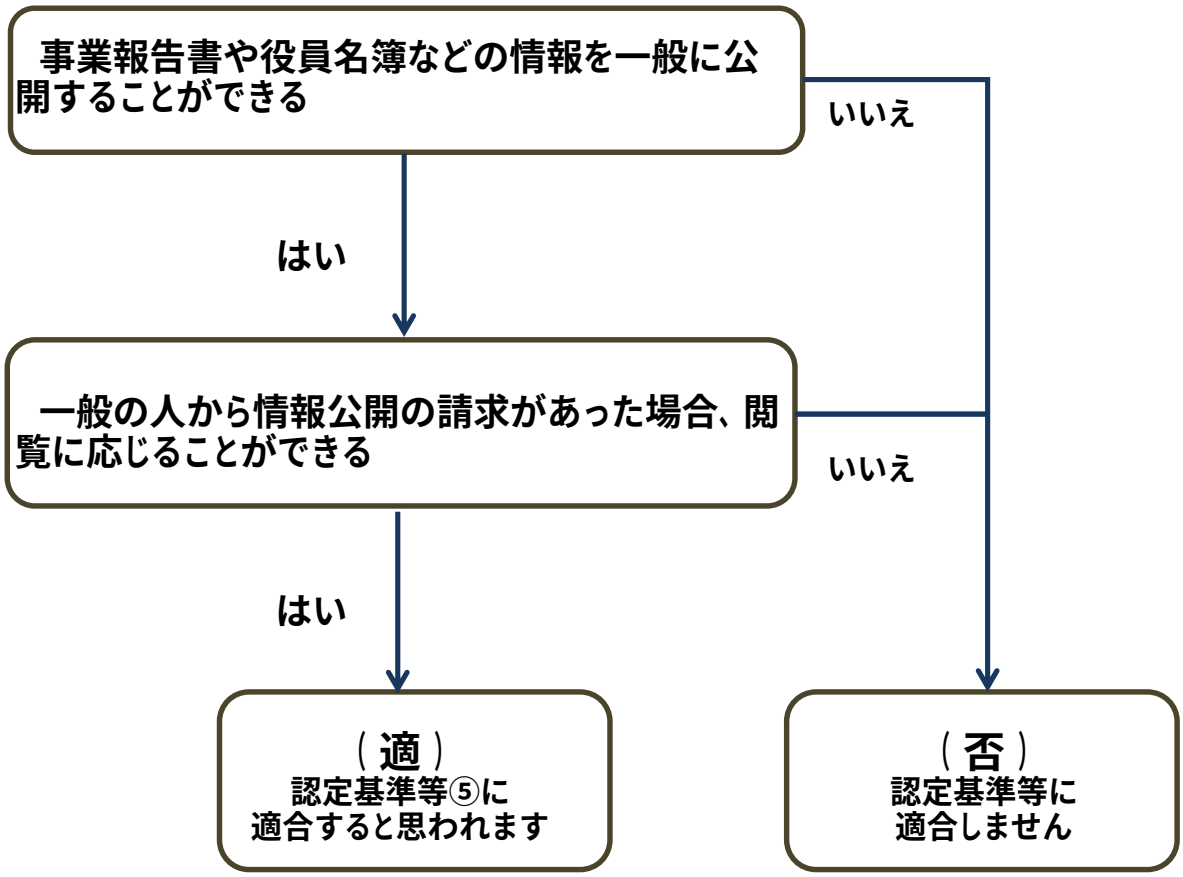

※　閲覧の対象となる書類

- 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し
- 海外への送金又は金銭の持ち出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合等に所轄庁に提出した書類の写し

認定基準⑥　　―　所轄庁への書類提出について　―

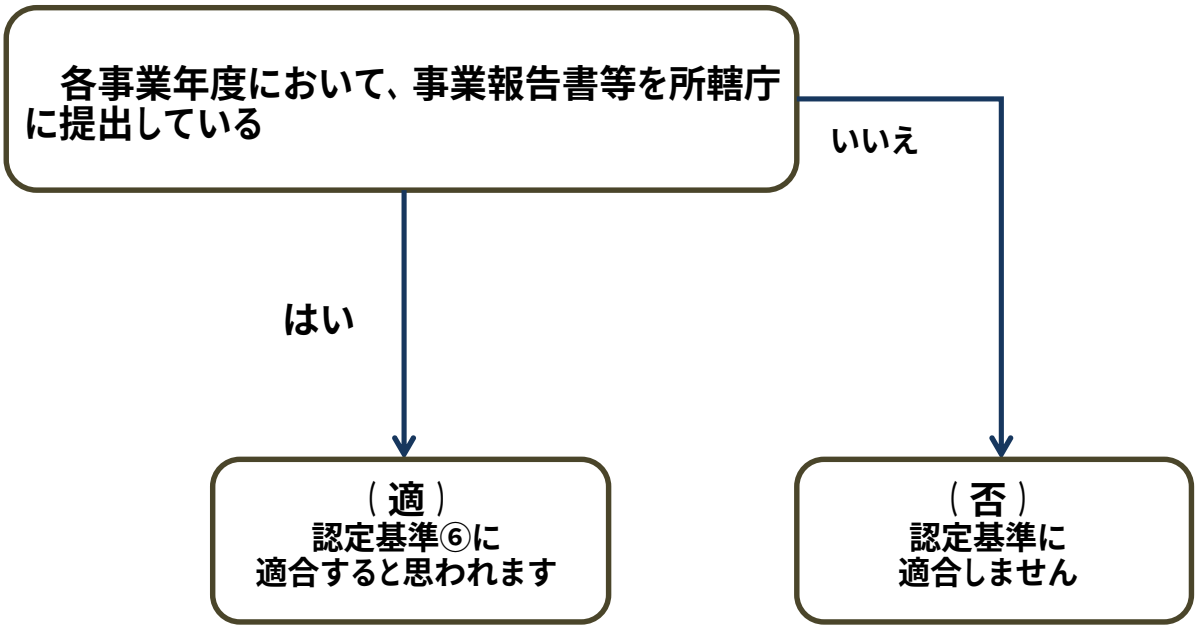

※　事業報告書等

- 事業報告書
- 財産目録
- 貸借対照表
- 活動計算書
- 年間役員名簿
- 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

認定基準⑦　　―　不 正 行 為 等 に つ い て　―

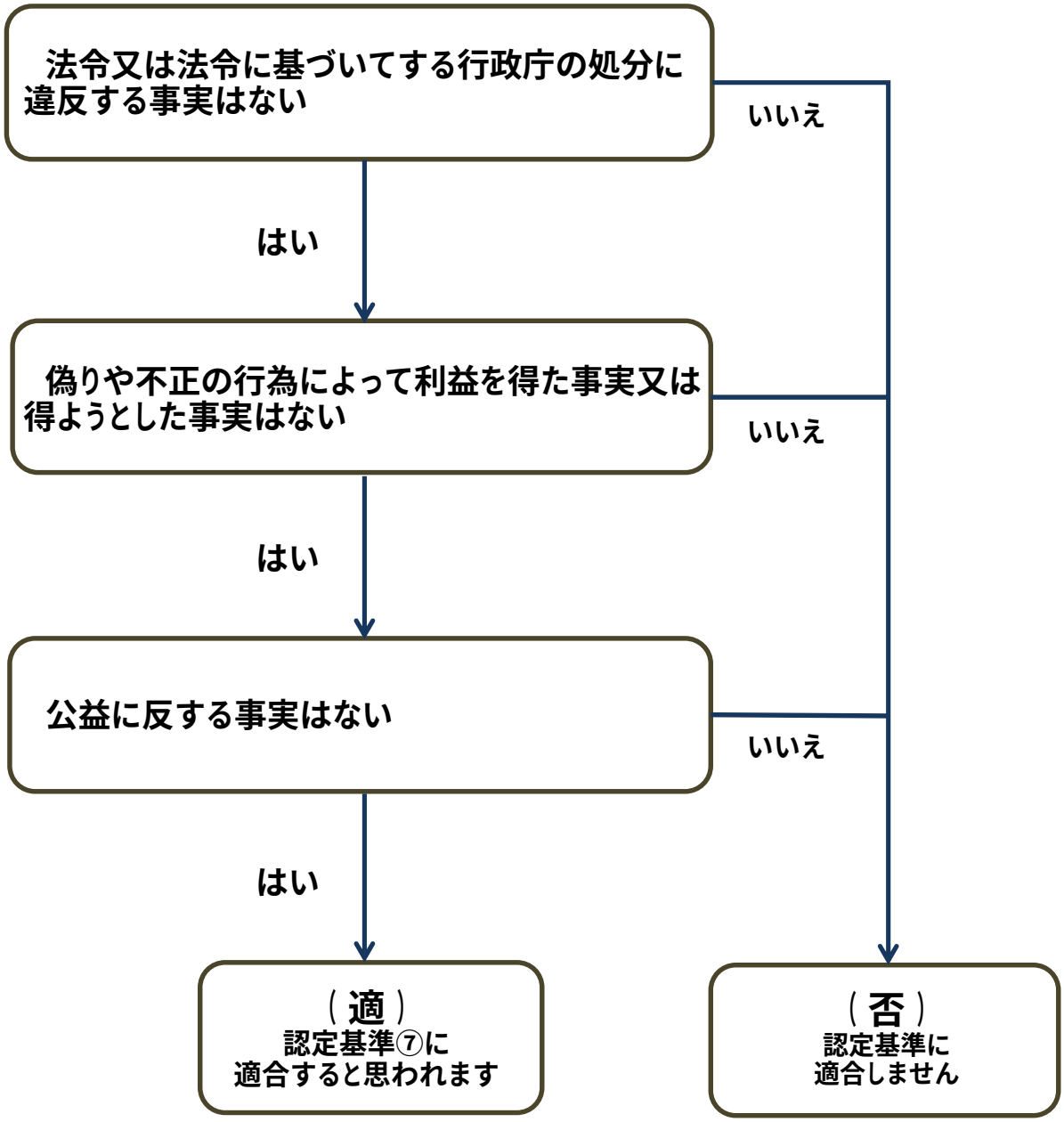

認定基準⑧　　―　設立後の経過期間について　―

A．登記上の「設立年月日」
（　　年　　月　　日）

→

B．「A」の1年を経過した日※
（　　年　　月　　日）

C．申請書の「提出年月日」
（　　年　　月　　日）

→

D．「C」の事業年度の初日
（　　年　　月　　日）

↓

「D」は「B」より遅い日付である

はい ↓

（適）
認定基準⑧に
適合すると思われます

いいえ ↓

（否）
認定基準に
適合しません

※　合併によって設立したＮＰＯ法人が申請を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したＮＰＯ法人が申請を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

― 欠格事由について ―

○役員のうちに、次のＡ～Ｄのいずれかに該当する者がある

Ａ．　認定又は仮認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

Ｂ．　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

Ｃ．　NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

Ｄ．　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（Ｊ．において「暴力団の構成員等」といいます。）

はい

↓ いいえ

Ｅ．　認定又は仮認定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない

はい

↓ いいえ

Ｆ．　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

↓ いいえ

Ｇ．　国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

↓ いいえ

Ｈ．　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

↓ いいえ

○次のいずれかに該当する法人
Ｉ．　暴力団
Ｊ．　暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

↓ いいえ

（適）
欠格事由に該当しないと思われます

（否）
欠格事由に該当します

認定等申請手続

認定又は仮認定を受けようとするＮＰＯ法人は、認定申請書等を所轄庁に提出しなければなりません（法44、58）。

ただし、申請書の提出に当たっては、提出日を含む事業年度の初日において、設立の日から１年を超える期間が経過している必要があります（ 法45①八、59一）。

◎　認定又は仮認定を受けるための申請書及びその添付書類

申　　請　　書	
記載事項	①　申請者（NPO法人）の名称
	②　代表者の氏名
	③　主たる事務所の所在地
	④　設立の年月日
	⑤　申請者（NPO法人）が現に行っている事業の概要
	⑥　その他参考になる事項

申　請　書　の　添　付　書　類
①　寄附者名簿（実績判定期間内の日を含む各事業年度分）
②　各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
③　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（注１）①の書類については、条例個別指定の基準に適合する法人、仮認定NPO法人としての仮認定を受けようとする法人は、添付の必要はありません（法44②、58②）。

（注２）②の書類には、滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書（過去３年間に滞納処分を受けたことがないことの証明書）の添付が必要です。

（注３）その他、添付書類を提出していただく場合があります。

確認させていただく資料（例）

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

	確認させていただく書類の事例	(参考) 確認する主な認定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

（注）これらは、確認させていただく資料の一例であり、認定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

2　認定ＮＰＯ法人等の税制上の措置

認定ＮＰＯ法人及び仮認定ＮＰＯ法人にかかる税制上の措置とは、次の４つをいいます。

①　個人が支出した認定ＮＰＯ法人等への寄附金に対する措置

＜所得税＞

個人が認定（仮認定）ＮＰＯ法人に対し、その認定（仮認定）ＮＰＯ法人の行う法第２条第１項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附した個人の所得税の計算において、次の⑴又は⑵のいずれかの控除を選択適用できます（所法78②、措法41の18の２①②）。

(1)　寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から２千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

≪算　式≫

特定寄附金の額の合計額　－　２千円　＝　寄附金控除額

（注）　特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

(2)　認定NPO法人等寄附金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定ＮＰＯ法人等に対する寄附金の額の合計額から２千円を控除した金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

≪算　式≫

（認定ＮＰＯ法人等に対する寄附金の額の合計額－　２千円）×　40%　＝　税額控除額

（注）　認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の40%が限度です。ただし、認定ＮＰＯ法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定NPO法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

(1)の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定ＮＰＯ法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）②その金額及び受領年月日を認定（仮認定）ＮＰＯ法人が証した書類を添付又は提示する必要があります（所令262①、所規47の２③）。

(2)の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定ＮＰＯ法人等が証した書類（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）を確定申告書に添付する必要があります（措法41の18の２③、措規19の10の3）。

＜個人住民税＞

認定NPO法人等に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます（地方税法第37条の2、第314条の7）。

≪算　式≫

（寄附金(注1)－２千円）×10%(注2)　＝　税額控除額

（注１）寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

（注２）条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

・都道府県が指定した寄附金は４％

・市区町村が指定した寄附金は６％

（都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%）

【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。）。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません（この場合、所得税の控除は受けられません。）。

※条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります（地方税法45の２⑤）。

②　法人が支出した認定ＮＰＯ法人等への寄附金に対する措置

法人が認定（仮認定）ＮＰＯ法人に対し、その認定（仮認定）ＮＰＯ法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法37④、措法66の11の２②）。

（一般寄附金の損金算入限度額）

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$（資本金等の額 \times 0.25\% + 所得金額 \times 2.5\%）\times \frac{1}{4}$$

（特別損金算入限度額）

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$（資本金等の額 \times 0.375\% + 所得金額 \times 6.25\%） \times \frac{1}{2}$$

(注)　事業年度が１年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

（証明書の保存等）

この措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定（仮認定）ＮＰＯ法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定（仮認定）ＮＰＯ法人が証する書類を保存しておく必要があります（法人法37⑨、措規22の12）。

③　相続人等が認定ＮＰＯ法人に寄附した相続財産等に対する措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定ＮＰＯ法人（仮認定ＮＰＯ法人には適用されません。）に対し、その認定ＮＰＯ法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

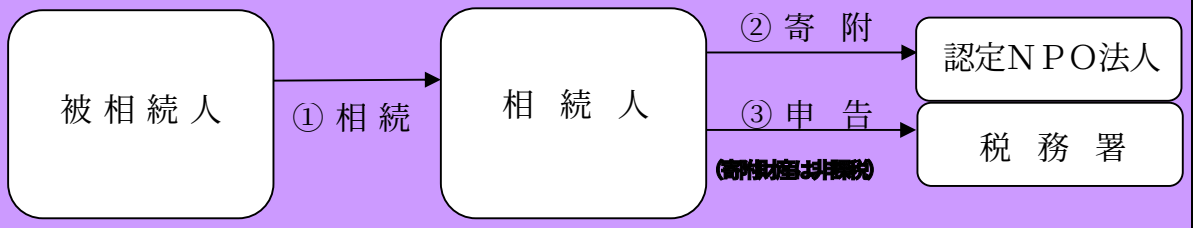

ただし、その寄附を受けた認定ＮＰＯ法人が、寄附のあった日から２年を経過した日までに認定ＮＰＯ法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません(措法70①②⑩)。

（寄附財産の非課税）

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

（証明書の添付等）

この措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定ＮＰＯ法人が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります（措法70 ⑤⑩、措規23 の５）。

④ 認定ＮＰＯ法人のみなし寄附金制度

認定ＮＰＯ法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の 50%又は 200 万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、みなし寄附金制度は仮認定ＮＰＯ法人には適用されません（法人法 37⑤、法人令 73①、法規 22 の５、措法 66 の 11 の２①）。

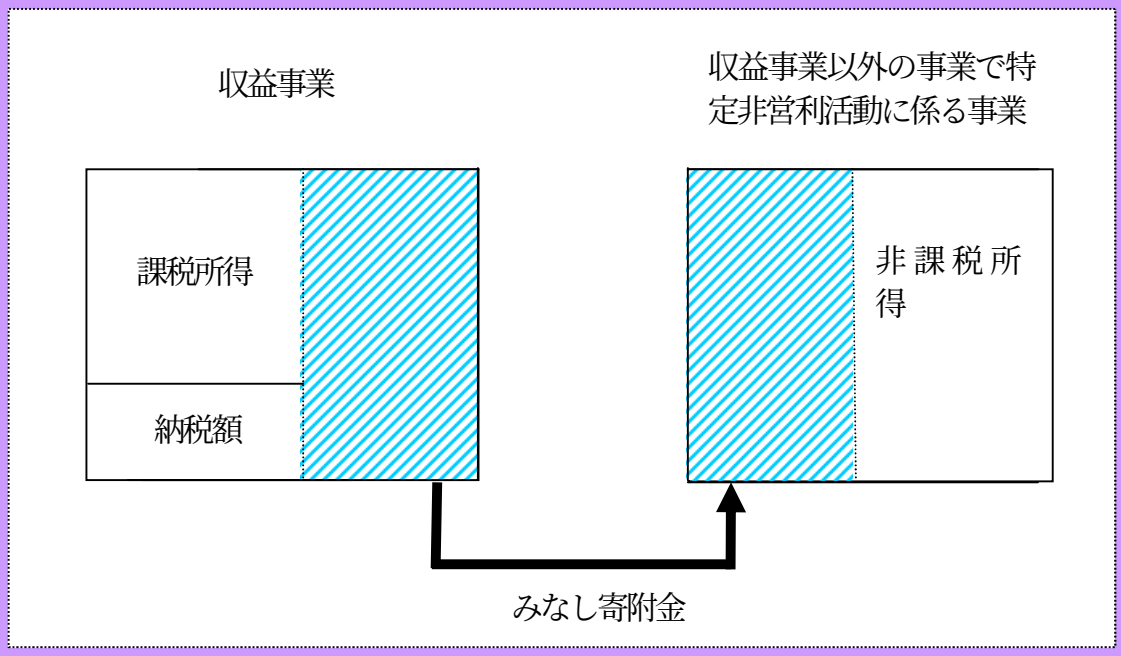

○ 税制上の措置の対象となる寄附

（個人又は法人が支出した認定ＮＰＯ法人等への寄附金に対する措置）

措置の対象となるのは、認定（仮認定）ＮＰＯ法人に対し、認定又は仮認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定又は仮認定を受けていないＮＰＯ法人に対する寄附金や認定又は仮認定の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、①及び②（21～22 ページ）の措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

（相続人等が認定ＮＰＯ法人に寄附した相続財産等に対する措置）

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定ＮＰＯ法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

ただし、その寄附を受けた認定ＮＰＯ法人が、寄附のあった日から２年を経過した日までに認定ＮＰＯ法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。